

目的別ローン【お申込みの内容】

第1条（借入要領および借入金の受領方法）

- (1)申込者（以下「借主」といいます）は、「目的別ローン金銭消費貸借契約証書」（以下「契約証書」といいます）に記載の要領により、株式会社アプラス（以下「当社」といいます）から借入金を借り受けるものとします。（以下、借主と当社との融資に係る本件契約を「本契約」といいます）
- (2)当社は、当社所定の手続きをもって、借主の本契約の申込を承諾した場合には、借主が指定した契約証書記載の融資金振込口座に借入金を振込む方法により融資を行うものとし、当該融資をもって本契約が成立するものとします。なお、借主は、当社が融資を行うにあたり、融資日が借主の借入希望日より遅れる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- (3)借主は、借入希望日として、土・日、その他法令で定められた国民の祝日（以下これらを「休日」といいます）を指定することはできません。

第2条（利息の計算方法）

- (1)本契約の借入利率は、契約証書に記載の通りとします。
- (2)利息は、1年を12ヶ月として月割りで計算し、利息後払いとし、円未満は切り捨てるものとします。
- (3)毎月の返済額の利息は、毎月分元金の残高×借入利率×1/12で計算するものとし、ボーナス月加算金額の利息は、ボーナス分加算元金の残高×借入利率×6/12で計算するものとします。
- (4)前項に関わらず、毎月の返済額に係る借入日から第1回返済日までの利息については、1年を365日（閏年の場合は年366日）として日割りで計算するものとします。また、第1回目のボーナス月加算金額に係る利息については、借入日から毎月の返済額に係る第1回返済日までの期間を、1年を365日（閏年の場合は年366日）として日割りで計算し、以降第1回目のボーナス加算月までの期間をボーナス分加算元金の残高×借入利率×1/12×経過月数で計算するものとします。なお、起算日は借入日の翌日とします。

第3条（約定返済日）

本契約に基づく債務の返済日（以下「約定返済日」といいます）は、契約証書に記載のとおりとし、約定返済日が休日の場合は、翌金融機関営業日を約定返済日とします。

第4条（返済方法）

借主は、借入元金に利息を加算した金額を契約証書記載の返済方法により、約定返済日までに当社に支払うものとします。ただし、事前に当社が返済方法を指定したときは、借主はこれに従うものとします。

第5条（返済方式と返済額）

本契約の返済方式は元利均等返済方式またはボーナス併用元利均等返済方式とし、借主は、毎月の約定返済日に、毎月の返済額を返済するものとします。ただし、ボーナス併用元利均等返済方式の場合は、ボーナス加算月に、毎月の返済額にボーナス加算金額を加えた額を返済するものとします。

第6条（返済金の充当順位）

返済金の充当順位は、費用、遅延損害金、利息、元金とします。ただし、当社が相当と認める事由が生じた場合は、当社は借主に通知することなく当社が相当と認める順位により、返済金を充当できるものとします。

第7条（期日前の全額繰上返済および一部繰上返済）

- (1)借主は、返済金の支払いを遅滞なく履行している場合は、最終返済期限前に残債務の一部または全部を返済することができるものとします。ただし、借主は当社に対してその旨を事前に通知し、その承諾を受けるものとします。なお、借主が期限内に全額を返済する場合は当社との間で返済日を協議するものとします。
- (2)借主は、前項の返済を約定返済日以外の日に行う場合において、直前の約定返済日の翌日から返済日までの間の利息については、契約証書記載の借入利率に1年を365日（閏年の場合は年366日）として日割りで計算した額を支払うものとします。

第8条（費用等の負担）

- (1)印紙代、公正証書作成費用等の契約締結に要する費用、訴訟等の法的措置に要する申立または送達等の債務の弁済等に要する費用等は、全て借主の負担とします。
- (2)借主は、口座振替、収納事務代行機関での返済以外の方法で毎月の返済額を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。

第9条（公租公課）

借主が第8条により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課（消費税を含む）が変更されたときは、借主は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第10条（期限の利益の喪失）

- (1)借主が、次のいずれかに該当したときは当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。
 - ①返済金の支払を1回でも遅滞したとき。
 - ②自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
 - ③差押・仮差押・保全差押・仮処分の中立、または滞納処分を受けたとき。
 - ④破産・民事再生手続・特別清算・会社更生もしくはこれらに準ずる申立を受けたとき、または自らこれらの申立をしたとき。
 - ⑤第11条第4項により、本契約を解除した場合。
- (2)借主が、次のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。
 - ①本契約上の義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。
 - ②その他、借主の信用状態が著しく悪化したとき。

第11条（反社会的勢力の排除）

- (1)借主は、借主が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等
 - ⑥社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑦特殊知能暴力集団等
 - ⑧前各号の共生者（前各号に掲げる者の資金獲得活動に乗り、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を

図る者）

- ⑨その他前各号に準ずる者
- (2)借主は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3)借主が(1)または(2)に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、借主に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、借主はこれに応じるものとします。
- (4)借主が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または(3)の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結することまたは契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、借主との契約の締結を拒絶し、または本契約を解除することができるものとします。
- (5)(4)の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下、これらを「損害等」といいます。）が生じた場合には、借主は、これを賠償する責任を負うものとし、また、(4)の規定の適用により借主に損害等が生じた場合であっても、借主は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。
- (6)(4)の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、借主が当社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連条項が適用されるものとします。

第12条（届出事項の変更）

- (1)借主は、当社に届出た住所・氏名・勤務先・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により当社に通知するものとします。ただし、当社が認めた場合には、電話での連絡、その他当社が適当と認めた方法により届け出ることができるものとします。
- (2)借主は、前項の住所・氏名の変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着、または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむをえない事情があるときはこの限りではないものとします。

第13条（遅延損害金）

借主は、返済金の返済を遅滞した場合、または第10条により当社に対する債務について期限の利益を喪失した場合は、その翌日から完済の日に至るまで、返済すべき金額に対し年20.00%の割合による遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は、1年を365日（閏年の場合は年366日）とする日割計算とします。

第14条（対象商品）

- (1)本契約に基づく当社からの借入金の使用用途は、借主が当社に対して別途差入れた「資金使途確認書類」に記載の商品およびサービスの購入のためのものとします。
- (2)本契約に基づく当社からの借入金の使用用途が車両購入の場合、借主は、「資金使途確認書類」に記載の車輛購入後、遅滞なく当社に対して、当該車輛の自動車検査証（以下「車検証」といいます）を提出するものとします。また、車検証に記載の所有者または使用者名義は、借主、借主の配偶者または当社の承認を得た者とします。

第15条（担保）

借主は、当社が債権保全のために必要と認めるときは、当社の請求により、ただちに当社の承認する担保もしくは増担保を差入れ、または連帯保証人をたて、もしくはこれを追加するものとします。

第16条（報告および調査）

借主は、借主の財産・経営・業況・貸付の目的事項に関する状況等について、当社から請求があったときは、ただちに当社へ報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。また、これらについて重大な変化が生じたとき、または生ずるおそれのあるときは、当社からの請求の有無に関わらず、ただちに当社へ報告するものとします。

第17条（公正証書作成の義務）

借主は、当社の請求があるときには、ただちに本契約による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するために必要な手続きを行うものとします。なお、このために要した費用は借主が負担するものとします。

第18条（諸法令等への適用）

借主は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づき、申込にあたり当社に対して、犯罪収益移転防止法で定める運転免許証・パスポート等の本人確認書類を提示、もしくは提出（写しの提出も含む）するものとします。また、借主は、本人確認書類と契約証書に記載の氏名、生年月日、住所等が相違する場合は、当社の求めに応じて追加書類を提出するものとします。

第19条（合意管轄裁判所）

借主は、本契約について紛争が生じた場合は、訴額の如何に関わらず、借主の住所地および当社の本社・各支店・各センターの所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

〈契約書のご返還について〉

本契約に關し、借入金額を完済されたときは、本契約書をご返還いたしますので、当社へお電話でご連絡のうえ、ご来店ください。また、ご郵送をご希望の場合はその旨当社までご連絡ください。

〈貸金業務に係る指定紛争解決機関〉

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〈本契約条項についてのお問合せ先〉

株式会社アプラス
住所：大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
電話番号：0570-064595